



宗田貴行 著 『消費者団体訴訟の理論』

名古屋大学大学院法学研究科教授

林 秀弥 HAYASHI Shuya

本書は、その名のとおり、消費者団体訴訟の理論書である。本書の元となる研究は、著者の大学院生時代の1999年から着手されており、その意味で本書は、著者のライフワークともいべき研究成果である。本書の「はしがき」によると、2018年4月より1年間の在外研究の機会を得て、マックス・プランク外国私法・国際私法研究所(ドイツ・ハンブルク)の客員研究員として研究に専念し、本書に収録の諸論文を執筆したとある。書評者もたまたま今年度、同じ身分で同研究所に滞在しており、そこでの研究環境の素晴らしさにはあらためて感じ入っているところである(ただ、書評者の場合、あいにく論文の執筆ははかばかしくないが)。それはともかく、本書が著者のドイツ留学時代の産物であることは、本書を読めばすぐに分かる。というのも、本書は、理論書であるだけでなく、著者がドイツの著名な専門家や各関係機関へヒアリング調査を重ねた結果が本書に結実しており、その意味で、関連するドイツの法実務を知る上でも非常に有用である。

本書の構成を確認しておこう(本書18頁以下)。第1章「問題の所在」では、適格消費者団体の差止請求権の理論構成の検討の必要性が主張される。第2章では、適格消費者団体の差止請求権がどのような理論に基づいて適格消費者団体に認められるのかについて検討している。第3章から第4章においては、この理論構成の検討を前提として、適格消費者団体訴訟制度の個別論点として、差止請求権は立法によって創設されたものとする創設規定説の評価や、当事者適格論の問題、さらには請求権制限効についての検討が行われている。第5章では、適格消費者団体の差止請求権の種類・要件・内容という適格消費者団体訴訟の基本構造に関わる問題について検討されている。第6章においては、第5章での検討を通じて、適格消費者団体の妨害排除請求権を前提として、集団的消費者被害回復の改善のため、妨害排除請求権による財産的被害の集団的回復について、その要件及び実効性確保手段等の検討が行われている。この点は、本

書の最大のポイントでもある。また第7章では、共通義務確認訴訟の訴訟物と法的性質について検討した上で、その検討に照らして、簡易確定手続で原告が訴訟担当しうる消費者の範囲、共通義務確認訴訟の原告適格、共通義務確認訴訟と二重起訴の禁止、訴状の必要的記載事項という個別論点の検討が行われている。第8章においては、EU・ドイツにおける議論の展開を踏まえ、共通義務確認訴訟の判決効と消費者の手続保障の問題について検討されている。第9章では、消費者裁判手続特例法上の手続については、その実効性の確保の観点で、その適用範囲が過度に限定されていることなど多くの問題があることから、これについて検討が行われている。第10章においては、2020年に制定された消費者団体訴訟EU指令の検討が行われ、それを参考に、日本法上の問題が検討されている。さいごに第11章においては、結語として、著者が多数の消費者の同種の財産的被害の回復とそれによる違反の抑止という本書のテーマを執筆する中で認識するに至った法理論上重要と考えられる論点について、まとめられている。

なお、補稿Ⅰとして、ドイツにおける消費者団体訴訟の近時の展開について、補稿Ⅱとして、ドイツにおける消費者団体の差止請求権の種類・目的・要件・内容について、補稿Ⅲとして、ドイツにおけるムスタ確認訴訟制度の制定とその運用について、末尾には、ドイツの不正競争防止法(UWG)の差止請求権に関連する条文の仮訳が、資料として、それぞれ本書に掲載されている。

本書は、大部な専門的学術研究書ではあるが、実務家にとっても、普段なかなかアクセスしづらい複雑なドイツ・EU消費者団体訴訟法の格好の手引きとなるであろう。また研究者にとっても、この分野に関心がある大学院生や若手研究者にとってはとりわけ、自らの視点で新たに研究し、論文になりそうなネタ探しをするための格好の素材となるであろう。

(信山社、2021年1月28日、648頁、14,850円(税込10%))